

令和 8 年第 2 回

湧別町議会臨時会会議録

湧別町議会

令和 8 年第 2 回湧別町議会臨時会会議

令和 8 年 2 月 2 7 日湧別町議会議場に招集された。

1 応招議員は次のとおりである。

1 番 高 田 映 二	2 番 村 瀬 直 由	3 番 大 野 真 紀
4 番 竹 林 直 人	5 番 姉 崎 正 弥	6 番 檜 山 洋 一
7 番 関 野 一 良	8 番 村 川 勝 彦	9 番 小 形 秀 和
10 番 下 田 英 人	11 番 脇 坂 敏 夫	

2 不応招議員 なし。

3 出席議員は次のとおりである。

1 番 高 田 映 二	2 番 村 瀬 直 由	3 番 大 野 真 紀
4 番 竹 林 直 人	5 番 姉 崎 正 弥	6 番 檜 山 洋 一
7 番 関 野 一 良	8 番 村 川 勝 彦	9 番 小 形 秀 和
10 番 下 田 英 人	11 番 脇 坂 敏 夫	

4 欠席議員 なし。

5 地方自治法第 1 2 1 条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本 会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 加藤政弘、副町長 細川徳之、教育委員会教育長 阿部勉、総務課長 坂本雄仁、総務課
参事 中川友広、企画財政課長 井上道也、企画財政課未来づくり担当課長 斉藤健悟、住民税
務課長 岩瀬昌幸、農政課長 宮本則幸、農政課参事 山川渉、商工観光課長 大口貢、建設課
長 北林孝之、建設課参事 細川聡、会計管理者 松下一彦、出納課長 松下一彦、水道課長 出
口幹敏、水道課参事 細川聡、福祉課長 前野和憲、健康こども課長 大塚幸夫、健康こども課
児童支援担当課長 牧村宣幸、水産林務課長 青山賢治、総務課総務グループ主幹 宍戸和幸、
企画財政課企画財政グループ主幹 佐藤誠一、企画財政課財政グループ主査 峯田実、教育総務
課長 佐藤美貴、教育総務課参事 綾部雅一、教育総務課給食センター所長 根子敏男、社会教
育課長 西海谷巧、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 大西久践、
教育総務課学校教育グループ主幹 大西久践、社会教育課社会教育グループ主幹 藤本祐司、社
会教育課図書館長 中島一之、社会教育課ふるさと館 J R Y 館長 中島一之、農業委員会会長 吉

村智之、農業委員会事務局長 吉松智弘、選挙管理委員会委員長 高橋直司、選挙管理委員会事務局長 坂本雄仁、選挙管理委員会事務局次長 宍戸和幸、代表監査委員 水野豊、監査委員事務局長 近藤康弘、監査委員事務局次長 藪悟志

6 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 近藤康弘、事務局次長 藪悟志

会 議 に 付 し た 事 件

別 紙 日 程 表 に 記 載 の と お り

令和 8 年第 2 回 湧別町議会臨時会

議事日程（第 1 日）

令和 8 年 2 月 2 7 日

日程第	1		会議録署名議員の指名
日程第	2		会期の決定
日程第	3		諸般の報告
日程第	4		行政報告
日程第	5	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて
日程第	6	議案第 1 号	湧別町新庁舎建設計画の凍結を解除する是非を問う住民投票条例の制定について

開 会 宣 告（１０：００）

○議 長 ただいまの出席議員は11名です。

これより令和８年第２回湧別町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付してあります日程により会議を進めたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、７番関野君、８番村川君を指名いたします。

日程第２、会期の決定を議題といたします。

会議に先立ち議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長よりその結果の報告を願います。

１番、高田君。

（議会運営委員長結果報告）

○議 長 ご異議ありませんか。

○全 員 （異 議 な し）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日１日間とすることに決定いたしました。

日程第３、これから諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

今臨時会に提出されております案件は、町長提出といたしまして、承認１件、条例１件であります。

次に、議案等説明員の関係であります。今臨時会に議案等説明のため出席を求めた執行者と執行者の委任を受けて出席する職員は、お手元に配布してあります報告書のとおりであります。

次に、監査委員から１月分の例月出納検査について異常がない旨、議長に報告書が提出されております。

次に、去る１月19日の令和８年第１回町議会臨時会終了後から、本日までの議会及び委員会活動等についてご報告いたします。

１月22日、北見市において、北海道の鉄道のこれからのを考えるシンポジウムが開催され、これに議長が出席いたしております。

１月28日、第１回議会広報編集特別委員会が開催されました。

２月２日、遠軽町において、第１回遠軽地区広域組合議会臨時会が開催され、これに議長及び各関係議員が出席いたしております。

2月4日、第1回産業文教常任委員会が開催されました。

2月5日、第1回総務厚生常任委員会が開催されました。

2月9日、遠軽町において、オホーツク町村議会議長会定期総会が開催され、これに議長が出席いたしております。

2月11日、上湧別神社において、建国記念祭が挙行され、これに議長が出席いたしております。

2月12日、第2回議会全員協議会が開催されました。

2月18日、第40回北方圏国際シンポジウムが開催され、これに産業文教常任委員長が出席いたしております。

2月22日、文化センターTOMにおいて、湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会表彰式が行われ、これに議長が出席いたしております。

2月27日、第3回議会運営委員会が開催されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長 これでは諸般の報告を終わります。

日程第4、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長 第2回議会臨時会におきまして2件の行政報告を申し上げます。

まず1点目でございます。寄附の採納についてです。

去る1月27日にホクレン農業協同組合連合会代表理事長篠原末治様より、湧別町まち・ひと・しごと創生推進事業に活用させていただく企業版ふるさと納税として、100万円のご寄附の申出をいただき、2月16日に有り難く受納させていただきました。

この場をお借りしまして、ご寄附を賜りました、ホクレン農業協同組合連合会様に厚くお礼を申し上げますとともに、お寄せいただきました貴重な浄財は、ご意向に沿って有効に活用させていただきたいと存じます。

2点目です。第40回記念湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会についてです。

今回で記念すべき40回目となりました湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会を、今週22日に開催いたしました。

本大会は、昭和61年に初めて開催されて以来、災害によるコース流出、新型コロナウイルス感染症の影響による中止、そして近年の温暖化に伴う雪不足など、さまざまな困難を乗り越えながら継続してまいりました。

過去2年、雪不足によるコース短縮が続いており、本年の記念大会では、全長80キロの湧別原野コースを使用しての開催を目指しておりましたが、今冬も遠軽町内の一部区間において降雪量が不足し、コース造成が困難となったことから、昨年同様、遠軽町東球場をスタートとする湧別コースをメインとする形

で実施することを決定いたしました。

大会当日は晴天に恵まれ、気温も高く風も弱い絶好のコンディションのもと、大きな事故もなく終了いたしました。

湧別コースの完走者数は408名で完走率99.76%となりました。

本大会が40年にわたり継続してきたのは、ボランティアや町民の皆様による献身的な協力と温かいおもてなしが参加者から高い評価を受けている成果であると感じております。

最後になりますが、本大会開催にあたりご支援、ご協力をいただいた町民や関係機関の皆様にご心より御礼を申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

○議長 これで行政報告は終わりました。

日程第5、承認第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 承認第1号、専決処分の承認を求めることについて

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 異議なしと認めます。したがって本案は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6、議案第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第1号、湧別町新庁舎建設計画の凍結を解除する是非を問う住民投票条例の制定について。

○議長 本案は、地方自治法第74条第4項の規定に基づき、条例制定請求代表者による意見陳述を行います。

それでは、意見を述べていただく条例制定請求代表者に入場をしていただき

ます。

意見を述べていただく条例制定請求代表者は、中川悠一さんであります。

意見陳述の時間、15分以内となっております。

また、傍聴人の方に申し上げます。傍聴人は、拍手をしたり、発言をすることは禁止されておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、中川悠一さんの発言を許可いたします。

○条例制定請求代表者 それでは発言をさせていただきたいと思います。

本日は大変貴重なお時間を私の条例制定のために割いていただき、誠にありがとうございます。

早速この条例を制定するにあたっての私の考えを皆さんにお伝えしたいと思います。

まず初めに、今回の新庁舎集約計画の凍結を解除する、こういう考えに至る前に昨年12月25日に加藤町長のところに私を含め5人の活動をしている、志を共にしているメンバーでお話をさせていただく機会がありました。そのときにはまずこの住民投票をしなくても、円満に解決できる方法はないでしょうかということで話をさせていただきました。

そもそも、この新庁舎集約化計画は旧上湧別町、旧湧別町が合併して長年の懸念であった分庁舎方式を集約して、職員効率化、住民サービスの効率化を図るということで始まった計画だったと思います。そして昨年の9月頃に役場から、現在私たちが望んでいる新庁舎集約の計画とその事業費と償還額を、まずもって問題ないことで計画されたと私は思っております。そのことについて、加藤町長は今回町長選挙で新庁舎を建設した中で、今後湧別町は〇〇市のように財政赤字を招く、そういう公約でご当選されました。その考えに至った明確な財政赤字になるというビジョン、もしくはシミュレーションをお示しいただけるのであれば私達は納得できると申しました。そのときからずっと加藤町長は今日に至るまで一切そういう数字に基づいたシミュレーションはお示ししていただけません。いつもおっしゃるのはこの上湧別庁舎がもったいない、湧別庁舎はまだまだ使えます。でも現状湧別庁舎は耐震化されていないところに、現状役場の職員の方が働いておりますし、万が一災害があったとき、湧別庁舎に避難させる場合、この倒壊のリスクがある建物に大事な町民の命を預けてよろしいものかと、私は思っております。今回の集約化計画は、その耐震されていない湧別庁舎も解体するというそういう名目の事業概要も入っています。その中で具体的な数字に基づく判断基準がない中にも関わらず、選挙期間中も、そして当選後も、先日1月20日から行われているまちづくり懇談会でも町民に対して明確な財政赤字を招くという数字に基づいた理由付けがなされない中で、一部の加藤さんを支持する方は役場が公表している事業概算費に対し

て、自分の主観を町民の方に間違った情報で拡散するという非常に残念な結果を招いていると私は思っています。それを訂正しない加藤町長もいかなものかなと私は感じています。そして、今回条例案の中にありました現在中学校1年生から高校3年生までの次の湧別町を担う子供たちに、今回選挙期間中にたびたび加藤町長を含め後援会の方々が町民に正しい情報を提供していなかった事実を踏まえて、あらためて真実を示した中で住民投票を行ってほしい。そして子供たちにも参加させてあげたいと私は願っております。

[REDACTED]

そして今日の道新記事にもありました。本日この条例案が可決されても10日以内に再議ができる。そして再議で早期決着をつけてこの混乱を終わらせたい。というような記事が載っております。どうぞ再議するのであればしてください。その代わり正しい情報を全て公開していただけるのであれば私は我慢できます。ただこのまま、正しい情報を公開しないまま、

私はこの町は本当の意味でオール湧別にはならないと思います。私からの条例に対しての考え方を、この場に集まっておられる方々に対するメッセージとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議 長 以上で条例制定請求代表者による意見陳述を終わります。

条例制定請求代表者には退場をしていただきます。

本案は、地方自治法第74条第3項の規定により、町長の意見をつけて本町議会に付議されたものであります。

意見について、提案者の説明を求めます。

町長。

(町長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いします。

まず、反対の討論を許します。

6 番、檜山君。

○ 6 番 新庁舎の住民投票について反対討論をいたします。

昨年10月19日執行された町長選挙で、前刈田町長はこの町長選が実質の住民投票であり、結果によって方向が決まると述べられ、庁舎建設を訴えました。加藤町長は凍結を主張し、庁舎の是非が最大の争点と北海道新聞にも大きく報道されていました。その民意が出され、加藤町長は公約に基づき合併推進債や実施設計を終わらせたもので、今求めている住民投票は、何を求め、何のために行うのかはなはだ疑問であり大義がないと言わざるを得ません。民主主義の根幹である選挙制度を無視し、選挙での民意を受入れず、民主主義をも否定するものでもあります。町民の方々からは選挙が終わりひとつになってまちづくりに取り組まなくてはならないのに、町を騒がせ分断をあおっているという声を聞いていますし、議会そして議員がしっかりしないからだとお叱りの声もいただいております。いま町民に求められているのは、町民や行政や議会が一丸となったまちづくりだと思います。今日の混迷を招いたのは、これまで位置の条例を提出せず結論の先送りを行ってきたこと、また、住民投票をも否定してきたことが大きな原因だと思います。新庁舎の位置も決まっておらず、また合併推進債も使えず、財源もない中で町民の皆さんへ住民投票を求めることは中身の無い住民投票で、町の混乱を招くだけだと思います。したがって住民投票には強く反対をいたします。

○ 議長 次に、賛成の討論を許します。

5 番、姉崎くん。

○ 5 番 本議案は新庁舎建設計画の凍結解除の是非について、住民の意思を直接確認するための住民投票条例であります。私は本条例の制定に賛成の立場から討論させていただきます。

まず第1に本件は町の将来に大きな影響を与える極めて重要な政策判断であります。新庁舎建設は多額の財政負担を伴い、長期にわたり町民生活や町財政に影響を及ぼす事業であることから、その意思決定過程に高い透明性と住民合意が求められます。しかしながらこれまでの経過をみますと、町民への十分な説明や対話の機会が必ずしも確保されてきたとは言えず、また、議会における議論も町民の理解と納得が十分に形成されてきたものとは言えません。実際に住民説明会や本会議の議論については前町長のもとで行われてきたものにとどまり、新たな町政のもとでは十分な議論な場を設けられてきたとは言えない状況であります。このような状況が住民の間に不安や疑問を生じさせ、住民投票を求める声に繋がっているものと受け止めております。さらに町長選挙の結

果をもってただちに本件に関する民意が示されたと評価することについては、慎重であるべきだと考えます。選挙は多様な政策争点を含むものであり、新庁舎建設のみの争点として明確に判断する機会とは必ずしも一致しません。町長が交代したのであれば、新たな町政のもとであらためて丁寧な議論を尽くし、住民の理解を得ながら進めていくことが求められます。また12月の定例会においては、本件が扱われた際も十分な議論が行われたというよりも、報告事項としての説明にとどまったとの受け止めが多く、議論が尽くされたとは言い難い状況でありました。加えて住民説明会の代替として行くとされていた懇談会についても、多くの自治会で懇談会が実施される前に基本設計の解除に関する日程が示されるなど、その進め方そのものに疑問を抱かざるを得ない面があったのではないかと考えます。住民投票は行政への不信を表すものではなく、住民が自ら町の将来について考え、意思を示すことができる仕組みであります。住民が主体的にかかわることで、そのあとの政策の進み方に対する納得感や合意形成の基盤を高めることに繋がります。本条例は対立を深めるためのものではなく、議会、行政、住民が同じ情報を共有し、そのうえで最終的な意思を確認するための手続きであります。町の将来に関わる大きな決断だからこそ、急いで結論を出すのではなく、住民の明確な意思を確認する過程を経ることが重要であると考えます。以上の理由から本条例は町民自治の理念にかなうものであり、将来に禍根を残さない意思決定を行うためにも必要な制度であることを申し述べ、本議案への賛成討論といたします。

○議長 次に、反対の討論を許します。

3番、大野君。

○3番 私はこの討論に対して反対意見を述べさせていただきます。

私は選挙で民意が出ている現状、また庁舎の位置も決まっていないなど、住民投票をすべき内容がしっかりとしていない中で、住民投票を行おうとするものが理解できません。前刈田町長は過去に住民投票がなじまないとおっしゃり拒否をしました。また、住民からの請願を議会も拒否しました。そのようなことを踏まえると、今回の住民投票をしようとする行為はなじまないことで同じではないでしょうか。住民投票には多額な町費がかかります。町民の皆様から頂いた大切なお金は、有名無実の住民投票よりまちづくり推進に使うべきです。先日のまちづくり懇談会において各自治会からさまざまな要望が寄せられていました。その中には住民投票を行うよりも先に早急に取り掛かるべき内容も見受けられたと思います。そして住民投票を行うと町職員自身の仕事以外に住民投票に係る職務が加わり大きな負担の要因にもなりかねません。強くも申し上げたいのは町民生活の支障、もっと言うのならこれからのまちづくりの遅れが生じる恐れがあるということです。よって住民投票には反対します。

○議 長 次に、賛成の討論を許します。

4 番、竹林君。

○4 番 今回あげられております住民投票条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど町長から意見を頂戴いたしまして、その中にひとつ住民投票という形で住民にこの大きな判断をゆだねますと、住民同士の地域の中で対立や分断を深める理由になる、そのためやらないほうがよいのではないかという意見がありました。私は賛成の立場ではございますけれども、町長のおっしゃられたこちらに関しましては大変共感を覚えるものではございます。しかしながら先ほど来のご意見の中でも、中川さんがおっしゃられたような、中川さんが求められているような数字を基準といたしました財政の不安を招く理由、そういったところに対するご説明がなかったように感じます。そもそも中川さんをはじめとした団体の皆さんは初めから住民投票を望んだわけではございません。なぜ、建てないほうがよいのか、こういうふうな未来があるから、町長はこういった未来を作りたいからこちらのほうにはお金は使えないのだ、こういった理由で財政負担を招いてしまうのだ、そういった説明をいただきたくお時間を頂戴したわけではございますけれども、そのご返答が公約に挙げたもの、そして選挙で決まったものだからというご返答で終わりました。確かに選挙結果で民意が示された、そのご意見は確かであると思います。ただその中で庁舎を建設するにあたり、水道料金が上がってしまう、国民年金の受取額が少なくなってしまうのだ、また国民健康保険料が値上げされてしまうのだ、財源がとても厳しい状態になるのだ、そういったうわさが多く出てしまっていた、これも事実だと思います。こういった誤解を明確に正すことなく結果が出てしまった今回の選挙、大変残念ではございますけれども選挙にはそういった側面もあるということでは私は受け止めさせていただきました。ただし、この庁舎の建設に関しましてはやはり50年に1度、それ以上に1度という大きな意趣でございます。これに関しては単一の議論として今一度町民の皆様にも誤解を解いた後で正しい財政シミュレーションを建てた場合、建てない場合、両方示した中でじっくりと議論をすべきことだと私は考えます。今回ほかの方、反対の方がおっしゃられたように、民意が示され、そして住民投票には多額のお金が、私が聞き及ぶ範囲内であれば400万円から800万円という多額の税金がかかってしまう、それは存じております。しかし、なぜここまで住民投票を行おうという動きが、現役世代で忙しい、仕事で忙しい20代、30代、40代の方々から出てきてしまったのか、こういったところも重く受け止めていただきたいと存じます。湧別町におきましては町の貯金と言われる財政調整基金、6年の決算の時点で55億円ございます。この数値は人口が6千人から8千人で相当した場合の道内の町村の中では

飛び抜けて高い数字でございます。つまり、今現在未来に対して投資を行うことは当然であり、また、財政の不安を招くというのは大変大きな誤解でございます。こういったところも町長の立場からもぜひ皆様にお示しいたしまして、住民投票条例が施行されたあかつきには、本当に正しい現在の財政、そして町長が考えていらっしゃる建てない場合の財政シミュレーション、こういったことも合わせて投票までの間に皆様に周知いたしまして、そして住民投票の結果、もし賛成可決であった場合におかれましては町長が早期に契約を解除してしまったこの合併推進債に関しましても、あらゆる角度からもう一度登録できるように動いていただき、この町、この湧別町の未来を大きく変えていけるような新しい投資に浮いたお金でまわせるようにしていただけたらいいなというふうに感じます。昨年2度に渡り否決されております住民投票条例においては、こちらは議会議員から提出させていただいております条例でございました。確かにそのとき2度否決されたのは今考えてみれば、私の立場から見ればしておくべきことだったのかもしれませんが、しかし、今回住民からの直接請求でございます。法に則った手順を経た請求として私は1議員といたしまして、この請求を議会として軽んじることは適正ではないと考えます。どうか議員の皆様におかれましては今回の条例の制定に賛成していただけますようお願い申し上げます。以上で賛成の討論とさせていただきます。

○議長 次に、反対の討論を許します。

1番、高田君。

○1番 私はこの湧別町新庁舎建設の凍結を解除する是非を問う住民投票条例制定については反対する立場から反対討論を申し上げます。

この新庁舎建設に関しては、すでに設計業務の委託契約について1月末日をもって契約解除がなされ、合併推進債の借り入れは見送られております。そのような状況の中で、この住民投票は真に何を問いたいかに私には理解できません。到底大義名分があるとは思えなく、必要性も感じないところであります。今ここで住民投票したとしても何も解決するものではなく、何かが生まれてくるものでもないと解釈をいたします。もしあるとするならば、ことさらに町の分断と対立を起し、町民の人心の荒廃を深めるだけのものと感じます。しかもここで上湧別庁舎は築38年であり、まだまだ使用は十分可能であると思います。さらに加藤町長においては令和8年度予算案で上湧別庁舎整備事業として、近年の暑さ対策として上湧別庁舎及び上湧別コミュニティセンターに冷房設備を整備し、来庁者や職員に対する環境改善を図りたいとお聞きをしております。まさにまだまだ使用できるものを活用することはもったいないという精神を持った日本人の美德であります。そのような観点からこの住民投票条例制定の根拠は乏しく、そぐわないものと考えます。それゆえに住民投票条例制定はすべき

ものではないと考えますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長 次に、賛成の討論を許します。

それではこれで討論は終わります。

これから、議案第1号について採決します。この採決は、反対討論がありましたので、起立によって行います。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長 起立多数。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和8年第2回湧別町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 宣 告 (1 1 : 0 3)

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会 議長 柳坂敏史

湧別町議会 議員 関野一良

湧別町議会 議員 村川勝彦